平成２４年（フ）第２９９号
川崎市川崎区浅田１丁目５番29号、前住所埼玉県三郷市東町117番地１　サンバックマンション206号
債務者　坂本　寛道
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
川崎市幸区古市場1779番地18　ルイ305
債務者　高橋　敦明
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０１７号
横浜市青葉区田奈町４番地19　エスペランサ青葉台205
債務者　豊田　信行
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９号
愛知県豊橋市鴨田町23番地　206
債務者　秋野　晃見
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４５号
愛知県豊川市伊奈町並松60番地　プチメゾンベル・プレ101号
債務者　朽名　篤子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６１号
長崎県佐世保市天神町1884番地６、旧住所長崎県佐世保市天神２丁目200番地45　ガーデンハイツ102
債務者　福井　由香（旧姓一ノ瀬）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
長崎県西海市大島町1813番地８　真砂団地２－１棟201号
債務者　原　　修一
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長崎県佐世保市松原町76番地２　Ａ５－205号
債務者　山川真由美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
沖縄県宜野湾市字宇地泊760番地　スカイコートM305号
債務者　長崎　祐也
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８１号
沖縄県宜野湾市志真志４丁目９番６号
債務者　田中　瀧藏
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１００号
沖縄県うるま市与那城上原121番地１
債務者　北野　由香
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０８号
沖縄県うるま市みどり町６丁目７番23号
債務者　平川奈津枝（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５７８号
東京都調布市佐須町４丁目64番地３シティハイムトキコ201
債務者　河原　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４号
北海道帯広市東４条南14丁目６番地　第３クラックスハイム309号
債務者　神田　洋子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係